

看護職賠償責任保険 (個別契約方式)

この保険は、富山県医師会を契約者とする団体契約です。

自動継続更新あり



申込締切日

2024年1月12日(金) 以降、随時中途加入可能

団体契約者

公益社団法人 富山県医師会

保険期間

2024年2月20日 午後4時から1年間

保険料取扱い

富山県医師信用組合もしくは北陸銀行の届出口座からの引き落とし
もしくは富山県医師信用組合専用口座へのお振込み

問い合わせ先

富山県医師協同組合 076-429-7185

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店：富山県医師協同組合

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとみなします。

看護職賠償責任保険

(個別契約方式)



看護職者は個人の職業専門性の高さから、
所属医療機関の責任とは別に、
個人としても業務リスクに責任を負っています。
安心して看護業務に従事できるよう、
安心できる補償をご検討ください。

1. この保険は・・・

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)の遂行に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額の範囲内で補償します。

- ※1. お支払対象の事故が発生した場合、看護職の方は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険では看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ補償の対象となります。
- ※3. 賠償責任保険では、被保険者(補償の対象となる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。
- ※4. 被保険者が助産所の開設者である場合、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じよく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任は補償対象外となります。

<お支払いの対象となる事故>

- ① **身体賠償** (看護職特約条項)
看護業務に起因して第三者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ② **財物賠償** (看護職特約条項)
看護業務に起因して第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ③ **受託物賠償** (看護職特約条項)
患者の所持品(メガネ、入歯など)を預かった際に落として壊してしまったような場合
- ④ **人格権侵害担保追加条項** (看護職特約条項)
患者の個人情報等を不当に漏えいして、本人・家族から名誉き損で訴えられたような場合
- ⑤ **刑事弁護士費用** (看護職特約条項) ※基本補償
看護業務の対象者が死傷した場合において、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合

New

2. お支払いする保険金は・・・

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)
※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず相手方に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象にはなりません。
- ③ 刑事弁護士費用 (刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用)
※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

3. この保険にお入りいただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

富山県医師会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている病院・医院に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の方が加入対象者および被保険者となります。

4. 保険金額と年間保険料

(保険期間 1年・一括払)

保険金額			自己負担額	年間保険料		
身体	1事故につき	5,000万円	なし	看護師 准看護師 保健師	3,550円	
	保険期間中	1.5億円				
財物 (受託物を含む)	1事故につき	20万円		刑事弁護士費用	助産師	4,270円
	1事故につき	500万円				
	1事故につき	100万円		保険期間中		
	保険期間中	500万円				

※2月20日以降の中途加入の保険料は、年間保険料×加入月数/12 (1円単位を四捨五入して10円単位) となります。

5. 介護支援専門員の業務をされる方へ(オプション)・・・

介護保険法に規定する介護支援専門員としての業務遂行(不作為を含みます。)にあたり、職業上の相当な注意を怠ったことにより、他人に身体の障害または財物の損壊を伴わない損害(経済的損失)が発生したことに基いてなされた損害賠償請求にについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(保険期間 1年・一括払)

保険金額			自己負担額	年間保険料	
介護支援専門員 業務	1事故につき	100万円	なし	上記保険料 に追加	+630円
	保険期間中				

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項等をセットしたものです。
 - 保険契約者：公益社団法人富山県医師会
 - 保険期間：2024年2月20日午後4時から1年間となります。
 - 募集締切日：2024年1月12日(金)
 - 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者・被保険者：富山県医師会会員および会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている病院・医院に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の方
 - お支払方法：富山県医師信用組合または北陸銀行の届出口座から年間保険料を一括で振替いたします。なお、書面による変更・中止のお申し出のないかぎり、指定口座より振替のうえ、自動継続契約更新させていただきます。口座振替を利用せず保険料のお振込みを希望される場合は、2024年3月19日(火)までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。
- 【振込先】 富山県医師信用組合 本店 普通 0030500 口座名義:トヤマケイイホウダウカミイ シュノケンゴ**
- お支払方法：「加入申込書兼依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店の富山県医師協同組合までご送付ください。加入申込書兼依頼書の記載内容(被保険者名、住所等)に誤りがないようご注意ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに富山県医師協同組合までお支払いください。保険期間は中途加入の保険期間開始日から2025年2月20日午後4時までとなります。
 - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容

<看護職賠償責任保険の概要>

●看護職特約条項

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者である看護師・准看護師・保健師・助産師の方(以下、看護職といいます。)の業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。)

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

- ◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

<刑事弁護士費用の概要>

●看護職特約条項

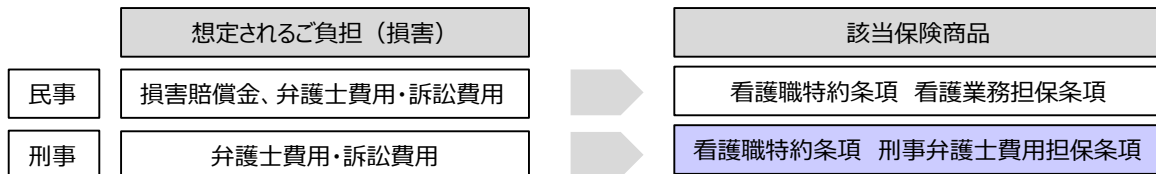
<第2章 刑事弁護士費用担保条項> (2024年2月1日始期以降契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外となります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

医療機関に「おける医療行為は「チーム医療」の考え方が普及しており、チーム医療における体制不備を主因とした起訴等により、医師の他、看護職も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。刑事弁護士費用は、当事者となった看護職が防御のために生じた費用(刑事事件に関する弁護士費用・訴訟費用)を補償します。



●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この担保条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注1)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注1) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注2)
- ②裁判所が略式命令を発した時(注3)
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注4)

(注2) 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注3) その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注4) 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

看護職賠償責任保険

第1章 看護業務上の事故

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者(注1)が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、またはその財物(その看護業務等の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。))を含みます。)を損壊した場合(以下「事故」といいます。)において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、看護師、准看護師、保健師、助産師をいいます。 (注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合に限り損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識したときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識したときを含みます。)のいずれか早い時点でなされたものとします。</p> <p>※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払対象となります。 ※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いします。 ※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 など

第2章 刑事弁護士費用

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など 	<ol style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

人格権侵害

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。</p> <p><人格権侵害></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 <p><宣伝障害></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 <p>ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が加入者証記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 など

介護支援専門員業務担保追加条項(看護職特約条項用)※オプション

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>介護保険法に規定する介護支援専門員としての業務の遂行(不作為を含みます。)にあたり、職業上の相当な注意を怠ったことにより、他人に身体の障害または財物の損壊を伴わない損害(経済的損失)が発生したことに基づいてなされた損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>○保険期間中に損害賠償請求を提起された場合が対象となります。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②特別な約定により加重された賠償責任 ③戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑤被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任 ⑥他人の身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑧業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑨通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任 ⑩業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
 - (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 - <告知事項>
 - 加入申込書兼依頼書等および付属書類の記載事項すべて
 - (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - (注)看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入申込書兼依頼書等の以下の項目をいいます。
 - 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) など
- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
 - (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - 加入申込書兼依頼書等の記載事項の変更 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 - (※)加入申込書兼依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
 - (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
 - (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
 - (4)重大事由による解除等
 - 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入申込書兼依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入申込書兼依頼書の提出が必要となります。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 補償の対象となる事故は、保険期間中に発生された事故にかぎりです。
- 2010年4月1日以降発生事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
 - 1.被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 - 2.被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 - 3.相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 - 4.被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- * 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合とは、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1.以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 - 2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 - 3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 7.上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。
※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 - 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
3	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

問い合わせ先(保険会社等の連絡・相談・苦情窓口)

事故受付	事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 事故サポートセンター 0120-727-110 受付時間：平日 午後5時～翌日午前9時 土日祝日 24時間(12月31日～1月3日を含みます。) ※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
指定紛争 解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <窓口> 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
取扱代理店	富山県医師協同組合 富山市黒崎33 076-429-7185 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
引受 保険会社	損害保険ジャパン株式会社 富山支店法人支社 富山市本町3-21 076-444-5005 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。